

障がい者福祉のしおり



 燕市社会福祉課

しおりをご覧になる前に

詳しいことは担当窓口に

- 💡 記載している内容は、しおりの見やすさ・わかりやすさを考え、最低限にとどめています。詳細については、各担当窓口にお問い合わせください。
- 💡 このしおりは、令和7年4月1日現在の制度・情報をもとに作成しています。最新の制度、事業内容等を確認する際は、各担当窓口にお問い合わせください。
- 💡 「障がい」の表記について、燕市では、「障害」の「害」の文字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則ひらがなで表記することにしました。ただし、法律に基づく固有名詞は漢字で表記しています。



もくじ

ふくせいでいちらんひょう 福祉制度一覧表	4,5
-------------------------	-----

1 申請・相談等窓口

しんせいまどぐち 申請窓口	6
ふくしかんけいそくだんまどぐち 福祉関係相談窓口	7
そくだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	8
しんたいしょうがいしゃそくだんいん ちてきしょうがいしゃそくだんいん 身体障害者相談員・知的障害者相談員	8

2 手帳の交付

しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	9
りょういくてちょう 療育手帳	10
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	11

3 手当・年金・共済制度等

とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	12
じどうふようてあて 児童扶養手当	12
しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	12
とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	12
しょうがいきそねんきん 障害基礎年金	14
ざいたくじゅうどじゅうふくしょうがいしゃかいごみまいきん 在宅重度重複障害者介護見舞金	14
つばめしざいたくじゅうどしんしんしょうがいじしゃとうかいごてあて 燕市在宅重度心身障害児者等介護手当	14
しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいで 心身障害者扶養共済制度	16
ほいくえん えんほいくりょうふくしよくひ けいげん 保育園・こども園保育料副食費の軽減	17

4 医療

じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひ じよせい けんしょう 重度心身障害者医療費の助成(県障)	18
じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう きゅうふ 自立支援医療(精神通院医療)の給付	18
せいしんしょう しゃいりょうひじよせい 精神障がい者医療費助成	19
じりつしえんいりょう こうせいりりょう きゅうふ 自立支援医療(更生医療)の給付	20
じりつしえんいりょう いくせいりりょう きゅうふ 自立支援医療(育成医療)の給付	21
とくていりりょうひ していなんびょう じよせい 特定医療費(指定難病)の助成	22
しょうにまんせいとくていしつべいりりょうひ じよせい 小児慢性特定疾病医療費の助成	22

5 税金の軽減

しよとくぜい し けんみんぜい こうじよ 所得税、市・県民税の控除	23
じどうしゃぜい けいじどうしゃぜい げんめん 自動車税・軽自動車税の減免	24

6 公共料金の割引

じゆしんりょう げんめん NHK受信料の減免	26
かくしゆしせつりりょうりょう わりびき 各種施設利用料の割引	26
けいたいでんわ わりびき 携帯電話の割引	27
りよかくてつどうらんちん わりびき 旅客鉄道運賃の割引	27
りよかくせんらんちん わりびき 旅客船運賃の割引	27
こうこうらんちん わりびき 航空運賃の割引	27
らんちん わりびき バス運賃の割引	28
ハイヤー・タクシー運賃の割引	28
りりょうけん じどうしゃねんりりょうひじよせいけん タクシー利用券・自動車燃料費助成券	28
ゆうりりょうどうろつこうりりょうきん わりびき 有料道路通行料金の割引	29

7 くらし

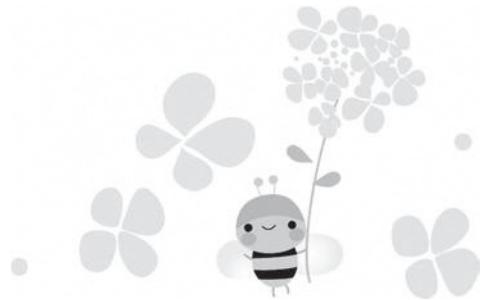
ほそくぐひ しきゅう 補装具費の支給	30
にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 日常生活用具の給付	31
かみ しきゅうけん 紙おむつ支給券	36
こうれいしゃ しょう しゃ む じゅうたくせいびほじょ 高齢者・障がい者向け住宅整備補助	36
はいしょく 配食サービス	37
ふくし かいごりょうきんじよせい 福祉タクシー介護料金助成	37
くるま たいよ 車いすの貸与	38
しんぐかんそう 寝具乾燥サービス	38
ほうもんりびよう 訪問理美容サービス	38
しょう しゃ しえんじぎょう 障がい者コミュニケーション支援事業	39
けい ちゅうとうどなんちようじ しゃほちようきこうにゆうひ じよせい 軽・中等度難聴児/者補聴器購入費の助成	39
しょう しゃきんきゅうつうほう 障がい者緊急通報	40
こえ こうほう 声の広報	40
じどうしゃうんでんめんきよしゅとくひ じよせい 自動車運転免許取得費の助成	41
しんたいしょう しゃようじどうしゃかいぞうひ じよせい 身体障がい者用自動車改造費の助成	41
ゆうびんとう ふざいしゃとうひようせいど 郵便等による不在者投票制度	42
ちゅうしゃきんじじよがいしていしゃひようしょうせいど 駐車禁止除外指定車標章制度	42
にいがたけん ちゅうしゃじよせいど 新潟県おもいやり駐車場制度	43
しょう しゃだんたい 障がい者団体	43
かくしゅ 各種サービス	44

8 施設

にちちゅうかつどう しせつ 日中活動をする施設	49
と しせつ 泊まる施設	50
しごと しせつ 仕事をする施設	50
じりつくんれん しせつ 自立訓練をする施設	51
ざいたく がいしゅつ しえん 在宅・外出での支援	51
きよじゅう しせつ 居住する施設	51

9 資料

しりょう しんたいしょうがいしゃしょうがいていどうきゅうひよう (資料1)身体障害者障害程度等級表	52
しりょう だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ くぶん (資料2)第1種知的障害者、第2種知的障害者の区分	56
しりょう だい しゅせいしんしょうがいしゃ だい しゅせいしんしょうがいしゃ くぶん (資料3)第1種精神障害者、第2種精神障害者の区分	56
しりょう しょう しゃ かん かくしゅ しょうがい (資料4)障がい者に関する各種マークの紹介	56



福祉制度一覧表

	手当・年金・共済制度						医 療						税金の軽減		公共料金の割引													
	特別児童扶養手当	児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	障害基礎年金	在宅重度重複障害者介護見舞金	燕市在宅重度心身障害児者等介護手当	心身障害者扶養共済制度	保育園・こども園保育料・副食費の軽減	重度心身障害者医療費助成(県障)	自立支援医療(精神通院医療)の給付	精神障がい者医療費助成	自立支援医療(更生医療)の給付	自立支援医療(育成医療)の給付	特定医療費(指定難病)の助成	小児慢性特定疾病医療費の助成	所得税、市・県民税の控除	自動車税・軽自動車税の減免	NHK受信料の減免(全額)	NHK受信料の減免(半額)	各種施設利用料の割引	携帯電話の割引						
身体障害者手帳	視覚障害	1	詳しくは該当ページをご参照ください	在宅で常時介護を有する重度の障がいのある児童	在宅で常時介護を有する重度の障がいのある人	△	療育手帳Aの交付を受け、かつ次の障がい重複している人 肢体不自由1・2級 内部障がい1級 視覚障がい1・2級 聴覚障がい2級	○	○	○	○		○	○	原因不明で、治療方法が確定していない難病にかかった人	原因不明で、治療方法が確定していない難病にかかった人	○	○	△	△	○	○						
		2				△		○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	△	△	○	○				
		3				△															○	○	△	△	○	○		
		4																			○	○	△	△	○	○		
		5																			○	○	△	△	○	○		
		6																			○	○	△	△	○	○		
	聴覚又は平衡機能障害	2				△															○	△	△	△	△	○	○	
		3				△															○	○	△	△	△	○	○	
		4																			○	○	△	△	△	○	○	
		5																			○	○	△	△	△	○	○	
		6																			○	○	△	△	△	○	○	
		音声言語そしゃく				3		△														○	△	△			○	○
	4					△															○	○	△			○	○	
	肢体不自由					1		△														○	○	△	△	△	○	○
						2		△														○	○	△	△	△	○	○
						3		△														○	△	△			○	○
						4		△														○	△	△			○	○
	内部障害	1				△															○	○	△	△	△	○	○	
		2				△															○	△	△	△	△	○	○	
		3				△															○	○	△			○	○	
		4																			○	○	△			○	○	
	療育手帳	A				△															○	○	△	△	△	○	○	
		B				△															○		△			○	○	
	精神障害者保健福祉手帳	1				△															○	○	△	△	△	○	○	
2		△												○		△			○	○								
3		△												○		△			○	○								
介護保険と共通のサービス																												
年齢制限等主な条件	20歳未満	18歳未満	20歳未満	20歳以上	20歳以上	在宅	65歳未満 在宅	65歳未満 保護者						18歳以上	18歳未満				世帯員全員が市民税非課税	契約者でかつ世帯主								
所得等による制限	有	有	有	有	有	有			有	有		有	有	有	有			有										
該当ページ	12	12	12	12	14	14	14	16	17	18	18	19	20	21	22	22	23	24	26	26	27							

※○は該当。△は一部該当。○や△の場合でも、年齢・所得・程度等により該当しない場合があります。

詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

※介護保険の適用される方が、介マークの制度をご利用になる場合は、介護保険係へご相談ください。

公共料金の割引								くらし																			
旅客鉄道運賃の割引	旅客船運賃の割引	航空運賃の割引	バス運賃の割引	ハイヤー・タクシー運賃の割引	タクシー利用券・自動車燃料費助成券	有料道路通行料金の割引		補装具費の支給	日常生活用具の給付	紙おむつ支給券	高齢者・障がい者向け住宅整備補助	配食サービス	福祉タクシー介護料金助成	車いすの貸与	寝具乾燥サービス	訪問理美容サービス	障がい者コミュニケーション支援事業	軽・中等度難聴児／者補聴器購入費の助成	障がい者緊急通報	声の広報	自動車運転免許取得費の助成	身体障がい者用自動車改造費の助成	郵便等による不在者投票制度	駐車禁止除外指定車標章制度	新潟県おもいやり駐車場制度	各種サービス	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○			○	○	△	○		○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○			○	○	△	○		○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						○	○	△			○	○	
○	○	○	○	○		○	△	○	○			△		○						○	○	△			○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△	○	△	○	○	○	○			○	○	△			△	△	
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○			△		○						△	○	△			○	△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	△	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△		○						△	○	△				△	

1 申請・相談等窓口

しんせい まどぐち ふくしかんけい そうだん まどぐち
申請窓口、福祉関係相談窓口

窓口			所在地・電話番号	
燕市役所 【受付時間】 午前8時30分 ~午後5時15分 (土日祝日除く)	代表		☎ 0256-92-1111	〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地
	社会福祉課	障がい福祉係	☎ 0256-77-8172	
		燕市障がい者基幹 相談支援センター	☎ 0256-77-8171	
		援護係	☎ 0256-77-8173	
	長寿福祉課	長寿福祉係	☎ 0256-77-8175	
		地域支援相談チーム	☎ 0256-77-8157	
		介護保険係	☎ 0256-77-8177	
	保険年金課 年金医療係	(医療)	☎ 0256-77-8133	
		(年金)	☎ 0256-77-8136	
	こども未来課	保育・幼児教育係	☎ 0256-77-8222	
	子育て応援課	こども福祉係	☎ 0256-77-8186	
	税務課	市民税1係	☎ 0256-77-8142	
		市民税2係	☎ 0256-77-8144	
	地域振興課	広報広聴係	☎ 0256-77-8363	
	選挙管理委員会事務局	☎ 0256-77-8313		
燕市保健センター			〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 ☎ 0256-93-5461	
三条地域振興局	健康福祉環境部	☎ 0256-36-2360	〒955-0046	
新潟地域振興局	県税部三条収税課	☎ 0256-36-2212	三条市興野1-13-45	
巻税務署			〒953-8601 新潟市西蒲区巻甲4265 ☎ 0256-72-2355	
燕市社会福祉協議会 【受付時間】 午前8時30分 ~午後5時15分 (土日祝日除く) 燕、分水地区 福祉の窓口は 午後5時まで	法人本部	代表	☎ 0256-78-7080	〒959-0231 燕市吉田日之出町1番1号
		地域福祉課	☎ 0256-78-7866	
		福祉後見・権利 擁護センター	☎ 0256-78-7020	
		燕地区福祉の窓口 (燕市老人福祉センター)		〒959-1263 燕市大曲4328番地 ☎ 0256-62-4361
	分水地区福祉の窓口 (放課後等デイサービス事業所ぶんすい)		〒959-0181 燕市上諏訪10番16-1号 ☎ 0256-98-6111	
燕警察署			〒959-0221 燕市吉田西太田1946番地4 ☎ 0256-94-0110	
地域包括支援 センター	特別養護老人ホーム 白ふじの里内		〒959-1263 燕市大曲2472番地1 ☎ 0256-61-6165	
	特別養護老人ホーム さわたりの郷内		〒959-1228 燕市佐渡741番地1 ☎ 0256-62-2900	
	ひまわりの園 相談センター内		〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 ☎ 0256-94-7676	
	分水健康福祉プラザ内		〒959-0133 燕市新堀1138番地1 ☎ 0256-97-7113	

窓口	所在地・電話番号
巻公共職業安定所	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4087 ☎ 0256-72-3155
三条年金事務所	〒955-8575 三条市興野3-2-3 ☎ 0256-32-2820(代表)

項目	窓口	備考
福祉資金相談	燕市社会福祉協議会 ☎0256-78-7866 (予約不要)	低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯に対し、その世帯が経済的・精神的に自立した生活が送れるように、資金の貸付と必要な相談援助を行っています。
心配ごと相談所 (無料)	燕市社会福祉協議会 ☎0256-78-7866 (予約不要)	燕市民交流センター 毎週水曜日(祝日除く) 午後1時～午後4時
弁護士による 法律相談(無料)	燕市社会福祉協議会 ☎0256-78-7866 (予約が必要です。)	燕市民交流センター 新潟県弁護士会弁護士が対応 毎月10日・30日(土日祝日のときは前日) 午後1時～午後3時30分
	市民課市民生活係 ☎0256-77-8107 (予約が必要です。)	燕市役所 毎月20日(土日祝日のときは前後) 午後1時～午後4時30分
自殺予防 いのちの電話	日本いのちの電話連盟 ☎0120-738-556	毎月10日 午前8時～翌日午前8時(24時間) フリーダイヤル
	新潟いのちの電話事務局 ☎025-288-4343	年中無休、24時間
	新潟県いのちとこころの 支援室 ☎0570-783-025	年中無休、24時間
障がい者虐待に関する 相談	燕市役所 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8171 (警備室対応) (☎0256-92-1111)	受付時間:平日の午前8時30分～午後5時15分 受付時間以外の休日夜間は警備室対応 急を要さない相談は受付時間内をお願いします。
障がいを理由とする 差別の相談	燕市役所 社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172	
障害福祉サービス 事業所への苦情相談	利用している障害福祉サービス事業所の苦情受付担当者	
	燕市役所 社会福祉課 障がい福祉係	☎0256-77-8172
	新潟県福祉サービス運営適正化委員会	☎025-281-5609

地域の障がい者等の福祉に関する相談に応じ、情報提供や助言、市及び事業者・施設等との連絡調整を行います。また、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員が一定期間ごとにサービスの利用状況を確認し、計画の見直しを行います。

担当地区	障がい福祉サービス利用に関する 相談先(相談窓口)	障がい福祉サービス利用以外の 相談先(相談窓口)
燕地区 (旧燕市)	<p>【相談支援センターアリス】 〒959-1281 燕市桜町5番地 TEL:0256-66-0017</p> <p>【相談支援事業所はばたき】 〒959-1265 燕市道金1160番地 TEL:0256-64-7738</p> <p>【つばめ療育館】 ※児童(18歳未満)のみ 〒959-1263 燕市大曲2448番地1 TEL:0256-47-4113</p>	<p>【相談支援センターアリス】 〒959-1281 燕市桜町5番地 TEL:0256-66-0017</p> <p>【相談支援事業所はばたき】 〒959-1265 燕市道金1160番地 TEL:0256-64-7738</p>
吉田地区 (旧吉田町)	<p>【相談支援事業所ひまわり】 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 TEL:0256-77-6001</p> <p>【地域生活支援センターやすらぎ】 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 TEL:0256-94-7486</p>	<p>【相談支援事業所ひまわり】 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 TEL:0256-77-6001</p> <p>【地域生活支援センターやすらぎ】 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 TEL:0256-94-7486</p>
分水地区 (旧分水町)	<p>【相談支援事業所つばくろ】 〒959-0111 燕市横田13604番地 つばくろの里内 TEL:0256-61-6060</p> <p>【つばめ療育館】 ※児童(18歳未満)のみ 〒959-1263 燕市大曲2448番地1 TEL:0256-47-4113</p>	<p>【相談支援事業所つばくろ】 〒959-0111 燕市横田13604番地 つばくろの里内 TEL:0256-61-6060</p>

※事業内容は各事業所にご確認ください。

相談員は、障がいのある人のさまざまな相談に対して必要な指導や助言をしたり、福祉事務所などの関係機関とのパイプ役として援助してくれます。詳しくは、社会福祉課障がい福祉係へお問い合わせください。

てちょう こうふ 2 手帳の交付

しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳

[窓口] 社会福祉課障がい福祉係

☎0256-77-8172

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

▼交付を受けられる人

身体に永続する障がいがあり、その障がいの程度が身体障害者障害程度等級表の1級から6級に該当するものと県知事が認めた人

▼窓口申請時に必要なもの

新規申請	・指定医師による意見書(様式指定) ※指定医師についてはお問い合わせください。 ・顔写真 1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード
手帳を失くしたとき	・顔写真 1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード
手帳が破れたり、 汚れたりしたとき	・今までの手帳 ・顔写真 1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード
障がいの程度が変わったり、 違う障がい加わったとき	・今までの手帳 ・指定医師による意見書(様式指定) ※指定医師についてはお問い合わせください。 ・顔写真 1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード

※その他に、住所・氏名が変わったとき、本人が亡くなったとき等に届出が必要です。

※本人(15歳未満は保護者)以外の方が代理で申請する場合は、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。

顔写真は、正面・脱帽・上半身で
1年以内に撮影したものをご用意ください。



療育手帳は、知的障がい児・者が、障害者総合支援法等による各種福祉サービスを受けるために利用する手帳です。申請書に写真を添えて提出し、別に指定される日に児童相談所または知的障害者更生相談所の面接判定を受けます。

▼交付を受けられる人及び障害程度

障害程度	内容
A(重度)	1 知能指数がおおむね35以下で日常生活において常時介助又は監護を必要とする人 2 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害※を有し、知能指数がおおむね50以下であって、日常生活において常時介助又は監護を必要とする人
B(その他)	重度に該当しない人

※身体障害の程度は、身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当するもの。

▼窓口申請時に必要なもの

新規申請	・顔写真 1枚(タテ4cmx ヨコ3cm) ・印鑑 ・マイナンバーカードまたは通知カード
手帳を失くしたとき	・顔写真 1枚(タテ4cmx ヨコ3cm) ・印鑑
手帳が破れたり、汚れたりしたとき	・今までの手帳 ・顔写真 1枚(タテ4cmx ヨコ3cm) ・印鑑
住所・氏名など記載事項に変更があったとき	・今までの手帳 ・印鑑

※本人(15歳未満は保護者)以外の方が代理で申請するときは、委任状と代理人の身分確認書類が必要です。

※面接判定の結果、再判定が必要な場合があります。再判定時期が近づくと個別通知でお知らせします。

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付されるもので、障害者総合支援法等による各種の福祉サービス等を受けることができます。

▼交付を受けられる人

精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人(統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神病、発達障害及びその他の精神疾患のすべてが対象であるが、知的障害は含まれない。)

※手帳の等級は1級から3級まであります。

▼窓口申請時に必要なもの

新規申請	精神障がいによる障害年金を受給している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書の写しまたは年金振込通知書 ・顔写真 1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード
	精神障がいによる障害年金を受給していない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書(様式指定) ・顔写真 1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード
手帳を失くしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真 1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ・印鑑 ・マイナンバーカードまたは通知カード 	
手帳が破れたり、汚れたりしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの手帳 ・顔写真 1枚(タテ4cm×ヨコ3cm) ・印鑑 ・マイナンバーカードまたは通知カード 	
住所・氏名など記載事項に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑 	

※本人(18歳未満は保護者)以外の方が代理で申請する場合は、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。

▼手帳の更新

手帳の有効期限は2年間です。有効期限が近づくと個別通知でお知らせします。

顔写真は、正面・脱帽・上半身で
 1年以内に撮影したものをご用意ください。



て あ て ね ん き ん き ょ う さ い せ い ど

3 手当・年金・共済制度

区分	該当する人 ※	支給額	
特別児童扶養手当 [支給月] 4月・8月・11月	20歳未満の重度又は中度の心身障がい児を監護している父又は母、もしくは父母に代わって養育(同居、監護、生計維持)する人	【1級】 ・身体障害者手帳1級・2級の一部、 下肢3級の一部 ・療育手帳A ・上記と同程度以上の状態にある人	月額 56,800円
		【2級】 ・身体障害者手帳3級・4級の一部 ・療育手帳Bの一部 ・上記と同程度以上の状態にある人	月額 37,830円
児童扶養手当 [支給月] 5月・7月・9月 11月・1月・3月	燕市に住民登録があり、次のいずれかに該当する児童を養育している父又は母や、父又は母に代わって養育している方に支給されます。 1. 父母が離婚した児童 2. 父又は母が死亡した児童 3. 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 4. 父又は母の生死が明らかでない児童 5. 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 6. 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 7. 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 8. 母が婚姻によらないで出産した児童 9. 遺棄などで出生の事実が明らかでない児童 <u>※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障がい状態にある児童については20歳未満)をいいます。</u> <u>※政令で定める程度の障がいについては子育て応援課にお問い合わせください。</u>	児童1人の場合 【全部支給】 月額 46,690円 【一部支給】 月額 46,680円～11,010円 児童2人目以降の加算額 【全部支給】 月額 11,030円 【一部支給】 月額 11,020円～5,520円 ※支給額は変更される場合があります。	
障害児福祉手当 [支給月] 2月・5月・8月・ 11月	20歳未満で、精神又は身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の児童 ・身体障害者手帳1級・2級程度の障がいがある人 ・重度の精神障がい、知的障がいがある人 ・又は上記と同程度以上の状態にある人	月額 16,100円	
特別障害者手当 [支給月] 2月・5月・8月・ 11月	20歳以上で、精神又は身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の人 ・身体障害者手帳1級・2級程度の障がいがある2つ以上ある人、又は重度の精神障がい、知的障がいと重複している人 ・重度の身体障がい、精神障がい、知的障がいがあり、長期にわたり絶対安静や介護が必要な人 ・又は上記と同程度以上の状態にある人	月額 29,590円	

※「該当する人」に記載の障がいの程度などは目安となります。詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

該当しても受給できない場合	申請に必要なもの	窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限を超える場合 ・対象児童が障がい事由とする公的年金を受給できる場合 ・対象児童が施設に入所している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別児童扶養手当認定請求書 ○ 医師の診断書(様式指定) ○ 特別児童扶養手当振込先口座申出書 ○ 同意書 ○ 戸籍謄本 ○ 請求者名義の預金通帳の写し ○ 印鑑 ○ 身体障害者手帳または療育手帳の写し(交付されている人のみ) ○ マイナンバーカード又は通知カード等 	社会福祉課 障がい福祉係 0256-77-8172
<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限を超える場合 ・父、母(養育者)又は対象児童が、日本国内に住所がない場合 ・父又は母が婚姻関係にある場合(内縁関係や同居など、婚姻の届出をしていない場合を含む) ・対象児童が施設に入所したり、里親に委託されたりしている場合 ・対象児童の父又は母と生計を同じくしている場合(父又は母が重度障がいである場合を除く) ・申請者が公的年金や労働基準法による遺族補償などを受けることができる場合や児童が父又は母に支給される公的年金の額の加算対象になっている場合は、その受給金額により支給停止になる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当認定請求書 ○ 養育費等に関する申告書 ○ 公的年金調書 ○ 戸籍謄本 ○ マイナンバーカード又は通知カード ○ 運転免許証等の本人確認書類 ○ 請求者名義の預金通帳 ○ 印鑑 <p style="text-align: center;">※状況に応じて必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金証書(年金受給者のみ) ○ 医師の診断書(様式指定)※一部省略可 ○ 身体障害者手帳または療育手帳の写し(交付されている人のみ)等 	子育て応援課 こども福祉係 0256-77-8186
<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限を超える場合 ・対象児童が施設に入所している場合 ・障がいを支給事由とする公的年金を受給できる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定請求書 ○ 所得状況届 ○ 同意書 ○ 医師の診断書(様式指定) ○ 請求者名義の預金通帳 ○ 印鑑 ○ 身体障害者手帳または療育手帳の写し(交付されている人のみ) 	社会福祉課 障がい福祉係 0256-77-8172
<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限を超える場合 ・対象者が施設に入所している場合 ・対象者が病院に3ヶ月を超えて入院している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別障害者手当の場合は、上記のほか受給資格者の年金額が確認できるもの(年金受給者のみ) ○ マイナンバーカード又は通知カード等 	

区分	該当する人	支給額
障害基礎年金 〔支給月〕 2月・4月・6月・ 8月・10月・12月	国民年金に加入中(又は国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、国内在住中)に初診日がある病気・けが・精神障がい(知的障がいを含む)により障害年金の1級又は2級の障がい状態となった人 〔 20歳前に初診日のある病気・けが・精神障がい(知的障がいを含む)により、20歳になったときに障害年金の1級又は2級の障がい状態となった人は、20歳から支給されます。 〕 ※障害年金における「1級又は2級の障がい状態」は障害者手帳の等級とは異なります。	令和6年度 【1級】年額 1,020,000円 【2級】年額 816,000円 ※子の加算(年額) 2人まで 234,800円 3人目から 78,300円
在宅重度重複障害者介護見舞金 〔支給月〕 7月・11月・3月	施設に入所することが困難な、在宅の重度重複障がい者を常時介護している保護者 ・身体障害者手帳の交付を受けている人で、次の①～④の障がい区分ごとの障がい2つ以上重複し、かつ療育手帳Aの交付を受けている人 〔 ① 視覚障害1級・2級 ② 聴覚障害2級 ③ 肢体不自由1級・2級 ④ 内部障害1級 〕	月額 20,000円
燕市在宅重度心身障害児者等介護手当 〔支給月〕 2月・5月・8月・ 11月	65歳未満の在宅重度心身障がい児者等の常時介護を要する人と同居し、月20日以上介護している人 ※身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者及び特定疾患者	【常時在宅者を介護】 月額 20,000円 【通学、通所者を介護】 月額 10,000円

該当しても受給できない場合	申請に必要なもの	窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・20歳前の傷病による障害基礎年金受給権者で、所得による制限を超える場合 ・保険料の納付要件を満たしていない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害基礎年金裁定請求書 ○ 病歴・就労状況申立書 ○ 医師の診断書(様式指定) ○ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ○ 請求者名義の預金通帳 ○ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し (交付されている人のみ) ○ 所得証明書、戸籍謄本等 ○ マイナンバーカード又は通知カード <p>※請求者の方の状況によって、他の書類が必要となることがあります。必ず窓口でご相談ください。</p>	<p>保険年金課 年金医療係 0256-77-8136</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・所得制限を超える場合 <p>※次の場合は受給資格が無くなります</p> <p>(・対象者が施設等へ入所したとき ・対象者が県外へ住所を異動したとき)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護見舞金申請書 ○ 身体障害者手帳および療育手帳の写し ○ 住民票謄本(世帯員全員が記載されたもの) ○ 所得証明書(対象となる障害者、保護者、同一生計の扶養義務者で最も所得の多い人) 	<p>三条地域振興局 健康福祉環境部 0256-36-2232</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の認定を受けている場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅重度心身障害児者等介護手当支給申請書 ○ 重度心身障害児者等調査票 ○ 介護者名義の銀行の通帳 ○ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し 	<p>社会福祉課 障がい福祉係 0256-77-8172</p>

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を収めることにより、保護者が死亡または重度障がいになったときに、残された障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

▼内容

加入できる人	心身障がい者の保護者で、次の条件を全て満たす人 ① 年齢が65歳未満の人 ② 県内に住所がある人 ③ 特別な疾病や障がいがない人								
共済の対象となる心身障がい者	① 知的障害者 ② 身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する障害を有する人 ③ 障害の程度が①、②と同程度と認められる人(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)								
掛金	加入時の年齢に応じて、月額 9,300円～23,300円 低所得世帯は、掛金が減免されます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>市町村民税均等割のみの課税世帯</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免率	生活保護世帯	100%	市町村民税非課税世帯	50%	市町村民税均等割のみの課税世帯	30%
区分	減免率								
生活保護世帯	100%								
市町村民税非課税世帯	50%								
市町村民税均等割のみの課税世帯	30%								
年金額	1口加入…月額 20,000円 2口加入…40,000円								
弔慰金	心身障がい者が加入者の生存中に死亡したとき支給します。 加入期間に応じて50,000円～250,000円								
脱退一時金	加入期間5年以上の加入者が申し出により脱退したときに支給します。 加入期間に応じて75,000円～250,000円								

▼加入申込時に必要なもの

- ・加入等申込書
- ・加入申込者及び心身障がい者の住民票の写し
- ・申込者(被保険者)告知書
- ・障害証明書
- ・障害者手帳等の写し
- ・印鑑

【心身障害者扶養共済保険掛金の補助】

燕市では、心身障害者扶養共済制度に加入している世帯の経済的負担を軽減するため、掛金の7割(1口目のみ)を助成します。

▼窓口申請時に必要なもの

- ・預金通帳

保育園・こども園に入園している児童がいる世帯に、下記に該当する在宅障がい児(者)がいる場合、保育料・副食費が軽減される場合があります。※市民税所得割額による制限あり。

▼内容

対象者	① 身体障害者手帳の交付を受けた人 ② 療育手帳の交付を受けた人 ③ 精神障害者福祉手帳の交付を受けた人 ④ 特別児童扶養手当の支給対象児童 ⑤ 障害基礎年金等の受給者
-----	--

※保育料・副食費の軽減額などの詳細については窓口までお問い合わせください。

▼窓口申請時に必要なもの

・障がい者手帳など障がい等の状況を確認できる手帳や証明書の写し

▼申請場所

・燕市役所こども未来課

・入園している保育園・こども園

4 医療

じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじよせいけんしょう 重度心身障害者医療費助成(県障)

[窓口]保険年金課年金医療係

☎0256-77-8133

重度心身障がい者にかかる医療費の自己負担額の一部を助成します。なお、育成医療や更生医療など、他の制度による公費助成が受けられる場合は、当該制度を優先して受けなければいけません。また、医療費の助成は、申請された月の翌月1日からとなります。

▼内容

助成の対象になる人	① 療育手帳Aの交付を受けている人 ② 身体障害者手帳の1級、2級又は3級の交付を受けている人 ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている人 ※所得制限により助成を受けられない場合があります。								
医療費の助成	医療費のうち、保険診療の自己負担額から下記一部負担金を控除した残りの金額を助成します。 【一部負担金】 <table border="1"> <tr> <td>通院</td> <td>1回 530円(満たない場合はその額) ※同一の月に同一の医療機関で5回目以降は無料</td> </tr> <tr> <td>薬局</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>1日 1,200円 ※18歳に達した日以後の最初の3月31日までの人は0円</td> </tr> <tr> <td>訪問看護療養費</td> <td>1日 250円</td> </tr> </table>	通院	1回 530円(満たない場合はその額) ※同一の月に同一の医療機関で5回目以降は無料	薬局	0円	入院	1日 1,200円 ※18歳に達した日以後の最初の3月31日までの人は0円	訪問看護療養費	1日 250円
通院	1回 530円(満たない場合はその額) ※同一の月に同一の医療機関で5回目以降は無料								
薬局	0円								
入院	1日 1,200円 ※18歳に達した日以後の最初の3月31日までの人は0円								
訪問看護療養費	1日 250円								
入院時食事療養費・生活療養費の助成	低所得者で、保険者から「標準負担額減額認定証」の交付を受けている人は、入院時の食事にかかる自己負担額の一部を助成します。								

▼窓口申請時に必要なもの

- ・療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・加入医療保険資格情報がわかるもの(保険証、資格確認書など)
- ・申請者と扶養義務者のマイナンバーカード又は通知カード(又はその写し)
- ・印鑑

じりつしえんいりょうせいしんつういんいりょう きゅうふ 自立支援医療(精神通院医療)の給付

[窓口]社会福祉課障がい福祉係

☎0256-77-8172

精神疾患の外来通院にかかる医療費の自己負担を軽減します。医療保険の自己負担限度額まで原則1割の自己負担がありますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります。

▼対象者

精神疾患のある方で、継続的な通院治療が必要な方

例えば・・・統合失調症、うつ病、認知症、てんかん、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、その他の精神疾患のある方

▼窓口申請時に必要なもの

- ・指定医療機関の診断書・意見書
- ・加入医療保険資格情報がわかるもの(保険証、資格確認書など ※建築国保・医師国保は同一保険者全員分)
- ・年金振込通知書の写し等(障害年金・遺族年金等受給者のみ)
- ・印鑑
- ・マイナンバーカード又は通知カード(同一保険者全員分)

※本人(18歳未満は保護者)以外の方が代理で申請する場合は、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。

精神障がい者の経済的な不安を救済することで治療を容易にし、社会復帰を促進するために、医療機関等の窓口でのお支払いの金額(精神障がいに係る医療費のうち保険適用分のみ)から附加給付、高額療養費などの金額を控除した残りの金額の一部を助成します。

▼助成の内容

【対象者】

障がい者※1、障がい者の保護者及び障がい者の属する世帯の世帯主で、次の要件を全て満たす人

- ① 燕市に住所がある人
- ② 医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険等）各法の規定による被保険者又はその被扶養者
- ③ 次の(1)・(2)のいずれかにも該当しない人
 - (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯の人
 - (2) 県単医療費助成（県老・県障・ひとり親・子ども）を受けられる人

※1 障がい者とは⇒・精神疾患を有する人（例）統合失調症、うつ病、認知症、てんかん、精神作用物質による急性中毒又はその依存的障害、その他の精神疾患
・精神障害者保健福祉手帳を所持している人

【医療費の助成】

【入院】

助成対象となる金額の2/3の金額を助成します。(助成上限額3万円)

【通院】【薬局】【訪問看護】

自立支援医療（精神通院医療）適用後の金額の1/2の金額を助成します。

※受給者証を交付した日（資格申請をした日）から助成対象となります。

※通院助成を受ける場合は、自立支援医療（精神通院医療）を受けていることが受給要件となります。

▼窓口申請時に必要なもの

- ・医師の診断書又は精神障害者保健福祉手帳
(※自立支援医療（精神通院医療）を受ける人は、同意書にかえられます。)
- ・本人の加入医療保険資格情報がわかるもの（保険証、資格確認書など）
- ・預金通帳（本人、保護者、世帯主のいずれかのもの）
- ・本人のマイナンバーカード又は通知カード
- ・印鑑

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加促進を図るため、その障がいを軽減するために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。医療保険の自己負担限度額まで原則1割の自己負担がありますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります。

▼給付の対象となる障がいと標準的な治療の例

視覚障害	水晶体摘出手術、網膜剥離手術、虹彩切除術、角膜移植術
聴覚障害	穿孔閉鎖術、形成術
音声・言語・そしゃく機能障害	形成術、歯科矯正
肢体不自由	形成術、人工関節置換術
心臓機能障害	弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込術
じん臓機能障害	人工透析療法、じん臓移植術(抗免疫療法を含む)
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に関する治療
肝臓機能障害	肝臓移植術(抗免疫療法を含む)

※指定を受けた医療機関での医療が対象となります。

▼窓口申請時に必要なもの

- ・指定医療機関の意見書
- ・身体障害者手帳
- ・加入医療保険資格情報がわかるもの(保険証、資格確認書など ※建築国保・医師国保は同一保険者全員分)
- ・特定疾病療養受領証(交付されている人のみ)
- ・年金振込通知書の写し等(障害年金・遺族年金受給者のみ)
- ・印鑑
- ・マイナンバーカード又は通知カード

※本人以外の方が代理で申請する場合は、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。



身体障がい児の日常生活能力の回復向上を図るため、手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し、その障がいを除去又は軽減に必要な医療の給付を行います。医療保険の自己負担限度額まで原則1割の自己負担がありますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減される場合があります。身体に障がいがあるか、又はその障がいを残すと認められる18歳未満の児童が対象です。

▼給付の対象となる障がいと標準的な治療の例

視覚障害	白内障、先天性緑内障、斜視に対する手術等
聴覚障害	先天性耳奇形に対する形成術、高度難聴に対する人工内耳埋込術
音声・言語・そしゃく機能障害	口蓋裂等に対する形成術、歯科矯正
肢体不自由	関節形成術、関節置換術、義肢装着のための切断端形成術
心臓機能障害	弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込み手術、心臓移植後の抗免疫療法
じん臓機能障害	人工透析療法、腎移植術(抗免疫療法を含む)
小腸機能障害	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	肝臓移植術(抗免疫療法を含む)
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に関する治療
その他の先天性内臓障害	先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣(睾丸)等→尿道整形、人工肛門の造設等の外科手術

※指定を受けた医療機関での医療が対象となります。

▼窓口申請時に必要なもの

- ・指定医療機関の意見書
- ・身体障害者手帳(交付されている人のみ)
- ・加入医療保険資格情報がわかるもの(保険証、資格確認書など ※建築国保・医師国保は同一保険者全員分)
- ・特定疾病療養受領証(交付されている人のみ)
- ・年金振込通知書の写し等(保護者が障害年金・遺族年金を受給している場合のみ)
- ・印鑑
- ・申請者の身元確認書類
- ・マイナンバーカード又は通知カード

※保護者以外の方が代理で申請する場合は、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。

とくていりょうひしていなんびょう じょせい
特定医療費(指定難病)の助成

[窓口]三条地域振興局健康福祉環境部

☎0256-36-2363

特定医療費(指定難病)助成制度の対象疾病にり患し、一定の基準を満たしていると認められた場合、その治療に必要な医療費の自己負担分の一部を助成します。対象となる疾患や、認定基準に該当するかどうかは主治医に確認してください。申請方法など、詳しくは三条地域振興局健康福祉環境部にお問い合わせください。

しょうにまんせいとくていしつべいりょうひ じょせい
小児慢性特定疾病医療費の助成

[窓口]三条地域振興局健康福祉環境部

☎0256-36-2292

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病にり患し、一定の基準を満たしていると認められた18歳未満の児童(認定後は20歳未満まで延長できます。)が利用できます。対象となる疾患や認定基準に該当するかどうかは主治医に確認してください。申請方法など、詳しくは三条地域振興局健康福祉環境部にお問い合わせください。

5 税金の軽減

所得税、市・県民税の控除など

【窓口】 所得税・相続税・贈与税…巻税務署
 ☎0256-72-2355
 市・県民税…税務課市民税1係
 ☎0256-77-8142

障がい者が所得税、市・県民税の納税義務者本人、又は納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族である場合、申告等により課税対象となる所得金額から次の額の控除が受けられます。

区分	対象者	所得控除額	
		所得税	市・県民税
障害者控除	・身体障害者手帳(3級～6級)の交付を受けている人 ・療育手帳Bの交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳(2級、3級)の交付を受けている人 など	27万円	26万円
特別障害者控除	・身体障害者手帳(1級、2級)の交付を受けている人 ・療育手帳Aの交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 など	40万円	30万円
同居特別障害者控除	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ納税義務者又はその配偶者、若しくは納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合 ※老人ホームなどへ入所している場合は該当しません。	75万円	53万円

※納税義務者本人が身体障害者手帳等の交付を受け、かつ申告等により障害者控除の適用を受けた場合、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、市・県民税が課税されません。

※心身障害者扶養共済制度に基づく給付金は非課税になります。

○退職所得控除額の追加

障がい者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、通常計算した控除額に100万円を加えた金額となります。

○障害者本人が受けられる特例

障がいのある方は、障害者控除のほか、様々な特例が受けられます。

- ・相続税の障害者控除
- ・特定障害者に対する贈与税の非課税

これらの特例について、詳しくは巻税務署へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

また、少額貯蓄の利子等は手続きを行うことにより非課税にすることができます。上限額など一定の要件がありますので、各金融機関へお問い合わせください。



じどうしゃぜい けいじどうしゃぜい げんめん
自動車税・軽自動車税の減免

(注)環境性能割は、自動車(軽自動車や中古車も含みます。)を買うなどして取得したときにかかる税金です。

【窓口】

〔既に自動車をお持ちの方〕

自動車税(種別割)・・・新潟地域振興局県税部三条収税課

☎0256-36-2212

自動車税の申請には、事前予約が必要になります。

軽自動車税(種別割)・・・税務課市民税2係 ☎0256-77-8144

〔新たに自動車を取得する方〕

自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)

新潟ナンバー (一財)新潟県自動車標板協会 ☎025-283-2279

長岡上越ナンバー (一財)長岡自動車協会 ☎0258-22-1132

障がい者のために使用される既に所有している自動車については、障がい者一人につき一台まで、納期限まで(軽自動車税(種別割)は納期限前7日まで)に各窓口で手続きをすることにより、自動車税等が減免されます。なお、新たに取得する自動車については、登録時に手続きを行ってください。

▼減免の範囲

障害内容		障がい者本人が運転	家族(同一生計者)・介護者が運転	
身体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1級～4級		
	聴覚障害	2級・3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声・言語・そしゃく機能障害	3級(喉頭摘出に限る)		
	上肢不自由	1級・2級		
	下肢不自由	1級～6級(7級が2以上ある場合も対象)	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級・2級	
		移動機能	1級～6級	1級～3級
内部機能障害	1級・3級(免疫・肝臓機能障害は1級～3級)			
療育手帳	-	A		
精神障害者保健福祉手帳	-	1級(精神通院に係る公的医療費助成の受給者証が交付されている人。交付を受けていない場合は、医師の通院証明証を添付)		

※自動車税(種別割)は4月1日又は登録時に原則として必要な要件を満たしていること。

※家族運転・介護者運転の場合、利用目的に①②の制限等があります。

①障がい者等の通院・通所・通学・生業のために、4月1日又は登録する日以降6か月以上継続して週1日以上又は月4日以上使用すること。(家族運転)

②障がい者等の通院・通所・通学・生業のために、4月1日又は登録する日以降1年以上継続して週3日以上使用すること。(介護者運転)

▼申請に必要なもの

- ・減免申請書(窓口にあります。)
- ・同一生計証明書又は常時介護証明書(必要な場合のみ)
- ・通院、通学、通勤等の利用状況を証する書類
(利用日数及び期間が明記されており、学校長・医師等が証明したもの。本人運転の場合は不要。)
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳
- ・運転する人の運転免許証
- ・納税義務者のマイナンバーカード又は通知カード
- ・自動車検査証(電子車検証の場合は併せて「自動車検査証記録事項」の提示も必要です。)
- ・印鑑(不要場合があります)
- ・精神通院に係る公的医療費助成の受給者証(精神障がい者のみ必要)
- ・納税通知書(軽自動車税の場合のみ必要。ただし、5月15日発送以前に申請される場合は必要ありません。)
- ・抹消登録の登録識別情報等通知書の写し(既に減免を受けている自動車をお持ちの場合)

【同一生計証明書・常時介護証明書の発行】

[窓口] 身体障がい者、知的障がい者…燕市福祉事務所(社会福祉課障がい福祉係)
精神障がい者…三条地域振興局健康福祉環境部地域保健課 ☎0256-36-2363

▼窓口申請時に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・運転する人の運転免許証
- ・自動車検査証
- ・印鑑
- ・通院、通学、通勤等の利用状況を証する書類



6 公共料金の割引

NHK受信料の減免

[問い合わせ先]NHK新潟放送局 ☎025-230-1651
[窓口]社会福祉課障がい福祉係(証明のみ)
☎0256-77-8172

▼内容

区分	対象者	適応条件
全額免除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている人 療育手帳の交付を受けている人等 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 	対象者が世帯構成員で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の視覚障害、聴覚障害又はそれ以外の障がいの1級・2級の交付を受けている人 療育手帳Aの交付を受けている人等 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 	対象者が世帯主で、かつ受信契約者の場合

▼窓口申請時に必要なもの

- 身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等
- 印鑑

各種施設利用料の割引

▼無料になる施設

施設名	対象者	割引となる人
<ul style="list-style-type: none"> 県立自然科学館の入館料及びプラネタリウム観覧料 歴史博物館の観覧料(常設展・企画展) 近代美術館・万代島美術館の観覧料(常設展・所蔵品展・企画展) デンカビッグスワンスタジアム及びデンカスワンフィールド(専用使用の場合を除く) 県立植物園温室の入館料 県立紫雲寺記念公園屋内運動施設体育館(専用使用の場合を除く)及びプールの利用料 	<ul style="list-style-type: none"> 第1種身体障害者 第1種知的障害者 精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている人 	本人 介助者1人
	<ul style="list-style-type: none"> 第2種身体障害者 第2種知的障害者 精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている人 	本人

※第1種、第2種の別は、巻末の参考資料を参照してください。

▼燕市内で割引になる施設 (対象者:手帳所持者)

施設名	割引となる人	割引金額
・燕市産業史料館	本人と介助者1人	一般400円→300円 高校生以下100円→80円
・分水良寛史料館	本人と介助者1人	大人300円→200円 高校生200円→100円 小・中学生100円→無料
・長善館史料館	本人と介助者1人	一般100円→50円 小・中学生・高校生50円→無料
・ビジョンよしだ (吉田トレーニングセンター) ・B&G海洋センター ・分水プール	本人と介助者1人	50%割引
・てまりの湯	本人と介助者1人	50%割引 ※平日の午前10時から午後5時までの利用限定。

▼利用方法

利用券販売窓口で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は、障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。

けいたい でんわ わりびき
携帯電話の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、携帯電話の基本使用料等の割引を受けることができます。詳しくは下記各社窓口にお問い合わせください。

会社名	携帯電話からのお問い合わせ先	一般電話からのお問い合わせ先
NTTドコモ	局番なし 151（無料）	0120-800-000（無料）
au	局番なし 157（無料）	0077-7-111（無料）
ソフトバンクモバイル	局番なし 157（無料）	0800-919-0157（無料）

りょかくてつどううんちん わりびき
旅客鉄道運賃の割引

各旅客鉄道会社の鉄道、航路を利用する場合には、運賃が50%割引されます。

対象者	乗車券種類	利用形態	割引となる人
第1種身体障害者 第1種知的障害者 第1種精神障害者	普通乗車券	単独で片道100kmを超えて利用する場合	本人
		介護者と共に利用する場合（キロ数の制限はなし）	本人・介護者(1人)
	定期乗車券	介護者と共に利用する場合	本人・介護者(1人) ※小児定期乗車券は割引されません。 ※介護者は通勤定期乗車券に限ります。
	普通回数乗車券	介護者と共に利用する場合	本人・介護者(1人)
	普通急行券	介護者と共に利用する場合	本人・介護者(1人)
第2種身体障害者 第2種知的障害者 第2種精神障害者	普通乗車券	単独で片道100kmを超えて利用する場合	本人
	定期乗車券	12歳未満の小児が介護者と共に利用する場合	本人・介護者(1人) ※小児定期乗車券は割引されません ※介護者は通勤定期乗車券に限ります。
JRが指定する 福祉施設の入所者	普通乗車券	単独で利用する場合	本人
		介護者と共に利用する場合	本人・介護者(1人)

※第1種、第2種の別は、巻末の参考資料を参照してください。

※購入方法は各旅客鉄道会社にお問い合わせください。

りょかくせんうんちん わりびき
旅客船運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が国内の各旅客航路を利用する場合には、運賃が割引されます。船舶運航事業者によって割引の内容が異なる場合がありますので、対象者、割引率、購入方法などは、各船舶運航事業者にお問い合わせください。

こうくううんちん わりびき
航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が国内の各航空会社が設定する定期航空路線の国内線を利用する場合には、運賃が割引されます。航空会社によって割引の内容が異なる場合がありますので、対象者、割引率、購入方法などは、各航空会社にお問い合わせください。

うんちん わりびき バス運賃の割引

▼内容

対象者	乗車券の種類	割引となる人		割引率
		本人	介護人	
第1種身体障害者手帳所持者(級別関係なし) 第2種身体障害者手帳所持者(1～3級) 第1種知的障害者 児童福祉施設の入所児	普通乗車券	○	○	50%
	定期乗車券	○	○	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	○	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	○	30%
第2種身体障害者手帳所持者(4～6級) 第2種知的障害者	普通乗車券	○	×	50%
	定期乗車券	○	×	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	○	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	○	30%
精神障害者保健福祉手帳所持者 (本人の顔写真が貼付されたものに限る)	普通乗車券	○	×	50%
	定期乗車券	○	×	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	×	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	×	-

※高速バスについては各社にお問い合わせください。

▼利用方法

運賃支払時または定期券購入時に、障害者手帳・割引証を提示してください。児童福祉施設入所児の場合、割引証は当該入所施設で発行します。

うんちん わりびき ハイヤー・タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が県内のハイヤー・タクシーを利用する場合には、運賃が1割引されます。運賃料金を精算する際、ハイヤー・タクシーの乗務員に手帳を提示してください。ただし、精神障害者保健福祉手帳については、一部の自動車運送事業者が実施していますので、対象者などは各事業所にお問い合わせください。

りょうけん じどうしゃねんりょうひじょせいけん タクシー利用券・自動車燃料費助成券

[窓口] 燕市社会福祉協議会 法人本部
燕地区福祉の窓口(燕市老人福祉センター)
分水地区福祉の窓口
(放課後等デイサービス事業所ぶんすい)
☎0256-78-7080 (法人本部)

障がいのある人の社会参加の促進や経済的負担の軽減のため、タクシー利用料金及び自家用車の燃料費の一部を助成します。

対象者	交付枚数(1枚500円)
身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人	年に30枚
身体障害者手帳3級・療育手帳Aの交付を受けている人	年に15枚

※10月1日以降に申請する場合は、交付枚数が半分になります。

※利用できるタクシー会社、給油所については、燕市社会福祉協議会にお問い合わせください。

▼窓口申請時に必要なもの

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・印鑑

国内の有料道路を通行する場合には、事前に登録することにより、通行料金が割引されます。登録できる自動車は障がい者1人につき1台までです。

※オンライン申請をご希望の方は、有料道路ETC割引登録係にお問い合わせください。

▼対象範囲

障がい者本人が運転	対象者	身体障害者手帳の交付を受けているすべての人
	対象になる車	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車で、自家用のもの。(その他に車種要件あり)
障がい者本人が同乗し、介護者が運転	対象者	第1種身体障害者手帳又は療育手帳Aの交付を受けている人
	対象になる車	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等(これらの人が自動車を所有していない場合は、障がい者本人を継続して日常的に介護している人)が所有する車で、自家用のもの。(その他に車種要件あり)

※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけますので、社会福祉課障がい福祉係にお問い合わせください。

※割賦購入(ローン)又は長期リースにより自動車を利用している場合であって、自動車車検証等の「使用者の氏名又は名称」欄に、上記に該当する方の氏名が記載されているものは対象になります。申請の際は、割賦契約書又はリース契約書をお持ちください(割賦購入の場合は、代金支払債務が残っている場合に限ります。)

▼内容

窓口申請時に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・自動車検査証等 ・運転免許証(障がい者本人が運転する場合) 運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の提示も可能です。マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面(スクリーンショット又は印刷も可)の提示が必要です。 ・障がい者本人名義のETCカード(ETC利用の場合) ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書(ETC利用の場合) <p>※要件確認のため、別途書類等が必要な場合があります。</p>	
利用方法	ETC利用しない場合	料金所で登録を受けた障害者手帳と通行券を係員に渡し、所定の料金をお支払いください。
	ETC利用する場合	事前に登録したETCカードを、同じく登録した車載器に挿入してETCレーンを通行してください。(ETCを利用する場合でも障害者手帳は必ず携帯)
有効期間	新規・変更	手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日まで
	更新	手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日まで ※割引有効期限の2か月前より更新申請が可能です。



7 暮らし

ほ そ う ぐ ひ し き ゅ う 補装具費の支給

[窓口]社会福祉課障がい福祉係

☎0256-77-8172

身体障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、障がいを補うための用具(補装具)の購入及び修理が必要と認められた場合は、その費用を支給します。なお、購入及び修理の前に申請が必要です。

▼障がい別支給補装具

障がいの種類	主な補装具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)
音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置(肢体不自由の手帳が必要)
肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
内部障害(心臓機能障害・呼吸器機能障害)	車椅子、電動車椅子

※対象の補装具により、障害者手帳の要件等が異なりますので、詳しくは窓口でご確認ください。

▼利用者負担

利用者負担は費用の1割ですが、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。(※18歳以上の人は所得制限あり)また、市では利用者負担の半額を助成しています。ただし、基準額を超えた部分の額は助成の対象とならないため、利用者負担となります。

▼窓口申請時に必要なもの

- ・指定医師の意見書(一部省略可)
- ・委託契約業者の見積書
- ・身体障害者手帳
- ・印鑑
- ・マイナンバーカード又は通知カード

※その他に書類の提出が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※本人(18歳未満は保護者)以外の方が代理で申請する場合は、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。

※一部の用具について介護保険の適用者は、介護保険の福祉用具をご利用していただくことになります。

※施設入所している方については、原則、施設が福祉用具を揃えて対応するため、支給対象外となります。



在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいの種類等により、日常生活用具を給付します。なお、購入の前に申請が必要です。

▼障がい別給付日常生活用具(次ページの「日常生活用具一覧表」参照)

障がいの種類	日常生活用具	
視覚障害	電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用体温計(音声式)、視覚障害者用体重計、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、点字図書、地上デジタル放送ラジオ、ICタグレコーダー、音声式色彩判別装置	
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用電池、人工内耳用充電機、人工内耳用充電器	
平衡機能障害	頭部保護帽、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具	
音声・言語機能障害	携帯用会話補助装置、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭	
肢体不自由	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具、特殊便器、携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、住宅改修	
内部障害	呼吸器機能障害	ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、酸素ボンベ運搬車、人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー(蓄電池を含む)、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)
	腎臓機能障害	透析液加温器
	膀胱・直腸機能障害	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器
知的障害	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、電磁調理器	
難病患者等	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、特殊便器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、住宅改修	
重度障がい者(児)等のみの世帯等	火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器	

※障害者手帳の等級等により給付対象にならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼利用者負担

利用者負担は用具価格の1割ですが、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。(※18歳以上の人は所得制限あり)ただし、基準額を超えた部分の額は助成の対象とならないため、利用者負担となります。

▼窓口申請時に必要な書類

- ・指定医師の意見書(必要な場合のみ)
- ・見積書
- ・用具のカatalogやパンフレット、又はその写し
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・印鑑
- ・マイナンバーカード又は通知カード

※本人(18歳未満は保護者)以外の方が代理で申請する場合は、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。

※一部の用具について介護保険の適用者は、介護保険の福祉用具をご利用いただくことになります。

日常生活用具一覧表

※… 介護保険の対象者は介護保険制度が優先

種目	性能	対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台 	腕、脚部の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの 次のいずれかに該当するもの (1)18歳以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 (2)難病患者等で寝たきりの状態にあるもの
	特殊マット	褥瘡(じょくそう)防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止するため、マット(具)にビニール等の加工したもの 次のいずれかに該当するもの (1)児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の程度が重度又は最重度と判定されたもの (2)18歳未満で下肢又は体幹機能障害が2級以上の児童 (3)18歳以上の下肢又は体幹機能障害が1級で、常時介護を要する者 (4)難病患者等で寝たきりの状態にあるもの
	特殊尿器 	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用できるもの 次のいずれかに該当するもの (1)下肢又は体幹機能障害が1級で、常時介護又は介助を要するもの (2)難病患者等で自力で排尿できないもの
	入浴担架	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの 下肢又は体幹機能障害が2級以上で、入浴に当たって、家族等の介護又は介助を要するもの
	体位変換器 	障がい者等又は介護者が体位を変換させるのに容易に使用できるもの 次のいずれかに該当するもの (1)下肢又は体幹機能障害が2級以上で、下着交換等に当たって、家族等の介護又は介助を必要とするもの (2)難病患者等で寝たきりの状態にあるもの
	移動用リフト 	障がい者等を移動させるに当たって、介護者が容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く) 次のいずれかに該当するもの (1)下肢又は体幹機能障害が2級以上のもの (2)難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの
	訓練いす	原則として付属のテーブルを付けるものとする 18歳未満の下肢又は体幹機能障害が2級以上の児童
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできる器具を附帯しているもの 次のいずれかに該当するもの (1)18歳未満の下肢又は体幹機能障害が2級以上の児童 (2)18歳未満の難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある児童
自立生活支援用具	入浴補助用具 	入浴時の移動、座位の補助、浴槽への入水等を補助することができ、障がい者等又は介助者が容易に使用できるもの(設置に当たり住宅改修を伴うものは除く) 次のいずれかに該当するもの (1)下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とするもの (2)難病患者等で入浴に介助を要するもの
	便器 	手すりのついた腰かけ式又は手すりのない腰かけ式のもの(設置に当たり住宅改修を伴うものは除く) 次のいずれかに該当するもの (1)学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上のもの (2)難病患者等で常時介護を要するもの
	頭部保護帽(オーダーメイド)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A スポンジ・革を主材料に製作されたもの B スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作されたもの 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、医師に必要と認められるもの
	頭部保護帽(レディメイド)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A スポンジ・革を主材料に製作されたもの B スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作されたもの 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、医師に必要と認められるもの
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、医師に必要と認められるもの
T字杖・棒状の杖(多点杖、口フストランドクラッチ等のT字杖及び棒状以外の杖は除く) 	十分な強度を有するもの A 主材-木材 B 主材-軽金属 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するもの	

移動・移乗 支援用具 	転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安全性を有するもの（住宅改修を伴うものは除く）	次のいずれかに該当するもの (1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの (2)難病患者等で下肢が不自由なもの	
特殊便器	足踏みペダルで温水温風を出ることができるもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用でき、温水温風を出ることができるもの（住宅改修を伴うものは除く）	次のいずれかに該当するもの (1)学齢児以上で児童相談所又は知的障害者更生相談所に知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、自ら排便の処理が困難なもの (2)学齢児以上の上肢機能障害が2級以上のもの (3)難病患者等で上肢機能に障害があるもの	
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	次のいずれかに該当し、火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの (1)児童相談所又は知的障害者更生相談所に知的障害の程度が重度又は最重度と判定されたもの (2)身体障害者手帳の障害程度が2級以上のもの	
自動消火装置	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	次のいずれかに該当し、火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの (1)児童相談所又は知的障害者更生相談所に知的障害の程度が重度又は最重度と判定されたもの (2)身体障害者手帳の障害程度が2級以上のもの (3)難病患者等であるもの	
ガス安全システム	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	次のいずれかに該当するもの (1)18歳以上の咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した者（咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した者（児））のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る (2)下肢又は体幹機能障害が1級の者（児）で、障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	
電磁調理器	障がい者等が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当するもの (1)視覚障害が2級以上で、視覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの (2)18歳以上で児童相談所又は知的障害者更生相談所に知的障害の程度が重度又は最重度と判定された者	
歩行時間延長信号機用小型送信機	障がい者等が容易に使用でき、歩行時間延長信号送信機能を有するもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上のもの	
聴覚障害者用屋内信号装置	音・音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	18歳以上の聴覚障害が2級以上の聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められるもの	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害が3級以上で、人工透析を必要とする者（児）のうち、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの
	ネブライザー（吸入器）	障がい者等が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当するもの (1)呼吸器機能障害が3級以上のもの又は同程度の障がいを有し、医師に必要と認められるもの (2)難病患者等で呼吸機能に障害があるもの
	電気式たん吸引器	障がい者等が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当するもの (1)呼吸器機能障害が3級以上のもの又は同程度の障がいを有し、医師に必要と認められるもの (2)難病患者等で呼吸機能に障害があるもの
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当するもの (1)呼吸器機能障害が3級以上のもの又は同程度の障がいを有し、医師に必要と認められるもの (2)難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの
	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用できるもの	18歳以上で医療保険等の在宅酸素療法を受けている呼吸器機能障害を有する者
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上の視覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの
	視覚障害者用体重計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	18歳以上の視覚障害が2級以上で視覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者
	人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー（蓄電池を含む）	人工呼吸器の稼働に必要な電力を供給できる正弦波インバーター発電機又は人工呼吸器の非常用電源として使用できるポータブル電源（蓄電池）であり、介助者が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当し、医師に必要と認められるもの (1)呼吸器機能障害3級以上のもの又は同程度の障害を有するもので、人工呼吸器の使用が必要なもの (2)難病患者等で人工呼吸器の使用が必要なもの

	正弦波インバーター発電機	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当し、医師に必要と認められるもの (1)呼吸器機能障害3級以上のもの又は同程度の障害を有するもので、人工呼吸器や電気式たん吸引器等の使用が必要なもの (2)難病患者等で人工呼吸器や電気式たん吸引器等の使用が必要なもの	
	ポータブル電源(蓄電池)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易にできるもの	次のいずれかに該当し、医師に必要と認められるもの (1)呼吸器機能障害3級以上のもの又は同程度の障害を有するもので、人工呼吸器や電気式たん吸引器等の使用が必要なもの (2)難病患者等で人工呼吸器や電気式たん吸引器等の使用が必要なもの	
	DC/ACインバーター(カーインバーター)	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当し、医師に必要と認められるもの (1)呼吸器機能障害3級以上のもの又は同程度の障害を有するもので、人工呼吸器や電気式たん吸引器等の使用が必要なもの (2)難病患者等で人工呼吸器や電気式たん吸引器等の使用が必要なもの	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者等が容易に使用できるもの	次のいずれかに該当するもの (1)学齢児以上の音声機能又は言語機能障害を有するもの (2)学齢児以上の肢体不自由者で、発音・発語機能に著しい障害を有し医師に必要と認められるもの	
	情報・通信支援用具	パソコンの使用を補助し、障がい者等の特性に配慮されたパソコン周辺機器及びアプリケーションソフトで容易に使用できるもの	視覚又は上肢に係る障害程度が2級以上の者(児)で、パソコンの周辺機器等を使用することによりパソコンの操作が容易になり、日常生活の利便性の向上が期待できるもの	
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画像情報を点字等により示すことができるもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上で、用具の給付により社会参加が期待できると認められるもの	
	点字器	標準型	A 32マス18行、 両面書真鍮板製 B 32マス18行、 両面書プラスチック製	視覚障がい者(児)
		携帯用	A 32マス4行、 片面書アルミ製 B 32マス12行、 片面書プラスチック製	
	点字タイプライター	視覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	視覚障害が2級以上で、本人が就学又は就労している若しくは就労が見込まれるもの	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書等の再生が可能な製品又はDAISY方式により記録された図書等の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	学齢児以上の視覚障害が3級以上のもの	
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	テレビ音声の受信が可能なもの	学齢児以上の視覚障害が3級以上のもの	
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	識別したい物品に取り付けたICタグの情報を専用機で読み上げることに、その名称その他の情報を容易に認識できる機能を有するもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上のもの	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上のもの	
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された文字(画像)等をモニターに映し出せるもの	学齢児以上の視覚障がい者(児)で、この装置により文字等を読むことが可能になるもの		
視覚障害者用時計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	18歳以上の視覚障害が2級以上の者(音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る)		

	音声式色彩判別装置	色の判別、光源の有無を音声等で確認が可能になる装置で、視覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上のもの
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障がい者等が容易に使用できるもの	学齢児以上で聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障がい(児)を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	聴覚障がい者(児)で、本装置によりテレビ視聴が可能になるもの
	人工喉頭	笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの
		電動式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
		埋込型用人工鼻	気管孔に取り付けるフィルター及び固定用シールで、鼻の機能の代わりをするもの
	人工内耳用電池	聴覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	人工内耳を装着している聴覚障がい者(児)で、人工内耳用充電電池の給付を受けていないもの
	人工内耳用充電電池	聴覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	人工内耳を装着している聴覚障がい者(児)で、人工内耳用電池の給付を受けていないもの
	人工内耳用充電器	聴覚障がい者(児)が容易に使用できるもの	人工内耳を装着している聴覚障がい者(児)で、人工内耳用電池の給付を受けていないもの
	点字図書	-	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児)
排泄管理支援用具	ストーマ装具	蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密着型又は下部開放型の収納袋
		蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密着型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの
	紙おむつ等	紙おむつ、尿取りパッド、洗腸用具、さらし、ガーゼ、おしりふき等の衛生用品	膀胱又は直腸機能障がい者(児)で、ストーマ装具では対応できない者(児)又は脳性まひ等脳原性運動機能障害・二分脊椎による排尿機能障害若しくは排便機能障害を有し、医師が必要と判断したもの
収尿器	男子用	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるラテックス製又はゴム製のもの	脊髄損傷又は二分脊椎等により排尿障害があり、排尿コントロールが困難で医師が必要と判断したもの
	女子用普通型	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	
	女子用簡易型	ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの(20枚1組)	
住宅改修費	居宅生活動作 <small>介</small> 補助用具	障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	次のいずれかに該当するもの (1)下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する障害等級が3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害が2級以上のもの (2)難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの

(注)乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢又は下肢若しくは体幹機能障害に準じて取り扱うものとします。

(注)聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。

在宅の心身障がい者(児)で、常時おむつが必要な人に紙おむつ支給券を交付します。紙おむつ支給券は登録販売店において、紙おむつ(尿取りパッド150cc以上)と交換します。

対象者	次のいずれかに該当する市民税非課税の在宅の人 ①要介護1以上の認定を受けている人 ②身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人で重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者証の交付を受けている人 ③療育手帳Aの交付を受けている人で重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者証の交付を受けている人
支給券の金額	市民税非課税世帯・・・5,500円 市民税課税世帯(対象者非課税)・・・3,300円
申請に必要なもの	・寝たきり老人等紙おむつ支給申請書 (※ケアマネジャー等の証明が必要です) ・身体障害者手帳、療育手帳の写し

※身体障害者手帳に膀胱・直腸機能障害の記載のある人は「日常生活用具の給付」(P31)の制度をご利用していただくことになります。

障がいがあっても自立した生活を送ることができるよう、住宅環境を整備する費用を補助します。
工事前に申請が必要です。

対象者	世帯全員の収入額の合計が600万円未満で、次のいずれかに該当し、過去にこの補助を受けたことがない世帯の人 ①概ね65歳以上で、要介護認定または要支援認定を受けている人 ②身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている人 ③療養手帳Aの交付を受けている人
対象となる箇所	居室(廊下、階段を含む)、トイレ、浴室、玄関の改造 段差解消機及び階段昇降機、ホームエレベーターの設置
工事内容	手すりの設置、段差解消、床材等の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への取替えとこれらに付帯する工事
補助基準額	対象者①に該当する人 上限30万円 対象者②③に該当する人 上限50万円 (重度身体障害者日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる場合は上限が30万円となります)
補助金額	生活保護世帯 (補助基準額) ×10/10 所得税非課税世帯 (補助基準額) ×3/4 所得税課税世帯 (補助基準額) ×1/2
申請に必要なもの	高齢者・障がい者向け住宅整備補助申請書、工事見積書、工事図面、施工場所の写真(撮影日が入ったもの)、住宅改修が必要な理由書、身体障害者手帳または療育手帳の写し、所有者の承諾書(対象者が所有する住宅の工事でない場合のみ)

在宅の安否確認が必要で、食事の調理等が十分にできない人に配食サービスを行います。

対象者	次の1～3のすべての要件を満たす人 1 70歳以上の人 2 ひとり暮らし、または世帯全員が高齢者の人 3 世帯全員が次のいずれかに該当する人 ①要介護及び要支援の人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③療育手帳の交付を受けている人 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
回数	週2日以内(1日1食)
費用	1食300円
申請に必要なもの	・在宅老人配食サービス事業利用申込書 ・世帯全員の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

福祉タクシーを利用した際に、ストレッチャー利用介護料金の1人分の半額を助成します。(※燕市内のタクシー会社の利用に限ります。)

対象者	・要介護3以上の認定を受けている人 ・身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人で重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者証の交付を受けている人 ・療育手帳Aの交付を受けている人で重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者証の交付を受けている人
申請に必要なもの	・福祉タクシー介護料金助成申請書 ・領収書(介護料金が記載してあるもの) ・通帳の写し ・身体障害者手帳・療育手帳の写し

くるま た い よ
車いすの貸与

[窓口]社会福祉課障がい福祉係

☎0256-77-8172

燕市在住の方で、傷病等により一時的に車いすが必要になった人に対して、原則、1週間を限度として、無料で貸出します。障害者手帳の有無は問いません。

しんぐかんそう
寝具乾燥サービス

[窓口]長寿福祉課長寿福祉係

☎0256-77-8175

寝具の衛生管理が困難な人に、寝具消毒乾燥を実施します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上の認定を受けている人 ・身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人で重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者証の交付を受けている人 ・療育手帳Aの交付を受けている人で重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者証の交付を受けている人
サービス内容	寝具乾燥消毒(年4回まで) 寝具丸洗い(年2回まで)
費用	市民税非課税世帯・・・無料 市民税課税世帯・・・実費の3割程度
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり老人等寝具乾燥費助成申請書(※ケアマネジャー等の証明が必要です。) ・身体障害者手帳、療育手帳の写し

ほうもんりびょう
訪問理美容サービス

[窓口]長寿福祉課長寿福祉係

☎0256-77-8175

理美容店の出張理美容サービスを自宅で受ける場合に利用できる、理美容サービス利用券(2,500円)を年2枚交付します。燕市内の指定を受けた理美容店でのみ利用できます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上の認定を受けている人 ・身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人で重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者証の交付を受けている人 ・療育手帳Aの交付を受けている人で重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者証の交付を受けている人
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅寝たきり老人等訪問理美容サービス助成事業利用申請書(※ケアマネジャー等の証明が必要です。) ・身体障害者手帳、療育手帳の写し

しょう しゃ しえんじぎょう
障がい者コミュニケーション支援事業

[窓口]社会福祉課障がい福祉係

☎0256-77-8172

燕市在住の聴覚障がい者等の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。行事、集会等の主催者からの相談や情報保障の要請にも応じます。

申請に必要なもの	・燕市手話通訳及び要約筆記派遣申請書
----------	--------------------

けい ちゅうとうどなんちようじほちようきこうにゆうひ じょせい
軽・中等度難聴児補聴器購入費の助成

[窓口]社会福祉課障がい福祉係

☎0256-77-8172

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度難聴及び中度難聴の児童の補聴器購入費の一部を助成します。購入前に申請が必要です。

対象者	次の1～3のすべての要件を満たす18歳未満の児童の保護者 1 市内に住所を有すること 2 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象にならないこと。ただし、医師が装用の必要性を認めた場合は両耳の聴力レベルが30デシベル未満のものについても対象とする。 3 補聴器の装用により、言語の取得等に一定の効果が期待できると医師が判断すること
助成額	補聴器の購入費の額の3分の2 ただし、基準額を超えた額は助成の対象ならないため、自己負担になります。
申請に必要なもの	・軽・中等度難聴児補聴器購入費助成意見書(様式指定) ・委託契約業者からの見積書 ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード

けい ちゅうとうどなんちようしゃほちようきこうにゆうひ じょせい
軽・中等度難聴者補聴器購入費の助成

[窓口]長寿福祉課長寿福祉係

☎0256-77-8175

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴者の補聴器購入費の一部を助成します。購入前に申請が必要です。

対象者	次の1～4のすべての要件を満たす18歳以上の人 1 市内に住所を有する人 2 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の人、または、医師が補聴器装用の必要性を認めた人 3 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない人 4 市税等に滞納がない人
助成額	生活保護世帯・市民税非課税世帯・・・購入費の額(上限額 5万円) 市民税課税世帯・・・購入費の額の2分の1(上限額 3万円)
申請に必要なもの	・軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業申請書 ・軽・中等度難聴者補聴器購入費助成医師意見書(様式指定) ・補聴器販売店からの見積書

※助成の交付を受けてから5年を経過するまで、再申請はできません。

※修理費や付属品単体の購入費は助成の対象外です。

火事や急病など緊急時に、スマートフォンやFAX機器から消防機関に通報し、消防車又は救急車を呼ぶことができます。

▼NET(ネット)119通報 ※通報は新潟市消防局が受信します。

スマートフォン等を使って119番通報ができるシステムです。利用するには事前登録と利用規約の同意が必要です。

対象者	聴覚、音声・言語機能に障がいがあり、電話(音声)による119番通報が困難な人で、燕市・弥彦村に在住又は通勤・通学されている人
窓口申請時に必要なもの	・インターネット可能なスマートフォン等 ・利用登録・変更・廃止申請書兼同意書(当組合ホームページからダウンロード可能)

※土曜日・日曜日の申請も可能ですが、火災等災害が発生した場合は、後日申請をお願いすることがあります。

▼FAX(ファクス)119通報

緊急時、FAXに「FAX119番通報用紙」を入れ、119番をダイヤルしてください。通報用紙には事前に、氏名・住所・緊急連絡先等必要事項を書いておくことが重要です。

対象者	聴覚、音声・言語機能に障がいがあり、電話(音声)による119番通報が困難な人で、燕市在住の人
専用用紙配布場所	・消防本部 ・燕市役所社会福祉課

音声による情報が必要な人に、広報つばめの内容を録音したCD(デジター版・MP3版)を無料配布します。また、燕市公式ホームページでは、どなたでもMP3版をダウンロードできます。

配布対象者	① 身体障害者手帳の交付を受けており、視覚に障がいのある人 ② 身体障害者手帳の交付を受けており、手が不自由などの理由でページをめくることが困難な人 ③ 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、音声でなければ情報入手が困難な人 ④ 65歳以上で、音声でなければ情報入手が困難な人 ⑤ その他、紙面による情報の入手が困難な人
申請に必要なもの	・申請書 ・印鑑
記録媒体 (どちらかを選択)	① デジター版(再生するには専用のデジタープレイヤーが必要です。) ② MP3版

じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひ じよせい
自動車運転免許取得費の助成

[窓口]社会福祉課障がい福祉係

☎0256-77-8172

身体障がい者の社会参加の促進を図るため、第1種普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。入校の前に申請が必要です。

対象者	身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている人で、免許取得により社会活動への参加に効果があると認められる人
助成額	免許取得に直接要した費用の3分の2(上限10万円)

しんたいしょう しゃようじどうしゃかいぞうひ じよせい
身体障がい者用自動車改造費の助成

[窓口]社会福祉課障がい福祉係

☎0256-77-8172

身体障がい者が就労等に伴い自動車を改造する場合や、自ら運転できない重度の身体障がい者本人又は同一生計の者が改造された自動車を購入する場合に、その経費の一部を補助します。(※所得制限あり)購入の前に申請が必要です。

区分	本人が運転する場合	介護者が運転する場合	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢、下肢、体幹不自由の身体障害者手帳2級以上の交付を受けている人 ・身体障害者手帳の交付を受けている人で、運転免許証に自動車改造の要件が記載されている人 	身体障害者手帳2級以上の交付を受けており、自ら自動車を運転することができない車いす利用の人がいる世帯	
所有者	本人のみ	本人または障がい者と生計を一にする人	
対象となる経費	自動車の操行装置及び駆動装置等に係る改造に要する経費(税抜)	改造の場合	自動車の移乗装置の改造に係る経費(税抜)
		移乗装置を備えた自動車購入の場合	改造車両本体価格と同種の標準型車両本体価格の差額(税抜)
助成額	改造に要した費用(上限10万円)	所得税課税世帯	改造に要した費用(上限60万円)の1/2
		所得税非課税世帯	改造に要した費用(上限60万円)の2/3

▼窓口申請時に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・印鑑
- ・自動車検査証(改造の場合のみ)
- ・運転免許証
- ・改造費見積書※購入の場合は、改造車両の購入見積書と同種の標準型車両の購入見積書が必要です。
- ・カタログ
- ・マイナンバーカード又は通知カード

※本人(18歳未満は保護者)以外の方が代理で申請する場合は、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。

身体に重度の障がいがある人は、郵便等による不在者投票ができます。この制度で投票を行うためには、一定の要件に該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けていなければいけません。「郵便等投票証明書」は選挙期間でなくとも交付していますので、申請はお早めにお申し出ください。

▼対象者

身体障害者手帳又は介護保険の被保険者証の交付を受けている人で、障がいの程度や要介護状態が下記に該当する人

・身体障害者手帳

区分	障がいの等級
両下肢不自由、体幹不自由、移動機能障害	1級、2級
免疫機能障害、肝臓機能障害	1級～3級
心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害	1級、3級

・介護保険の被保険者証

要介護状態区分
要介護 5

※郵便投票は、障がい者本人が自署して投票する必要があります。

※上記の条件に該当する方の中で、身体障害者手帳に記載された障がいの程度が「上肢不自由1級」又は「視覚障害1級」にも該当する人は、郵便投票で代理投票をすることができます。

障がい者が運転または同乗している場合、駐車禁止除外指定車の標章を提示することにより、公安委員会が規制した駐車禁止の場所および時間制限駐車区間に駐車できます。

▼対象者

区分	障がいの等級、程度		
身体障害者手帳	視覚障害	1～4級	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1、2級の2
		下肢不自由	1級～4級
		体幹不自由	1級～3級
		運動機能障害(上肢機能)	1級、2級(一上肢のみの場合は対象外)
	内部障害	運動機能障害(移動機能)	1級～4級
免疫機能障害・肝臓機能障害		1級～3級	
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸機能障害	1級、3級	
療育手帳	A		
精神障害者保健福祉手帳	1級		

▼窓口申請時に必要なもの

- ・障害者手帳の写し
- ・住民票(障がい者本人が記載され、3ヶ月以内に交付されたもの)
- ・印鑑

※障がい者本人以外の方が申請する場合は上記の他に必要な資格や書類がありますので、窓口までお問い合わせください。

身体に障がいなどがあり、歩行が困難な人に利用証を窓口にて交付します。ショッピングセンターなどの専用駐車スペースを適正に利用できる制度です。

▼対象者

区分	交付基準	有効期間		
身体障害者手帳	視覚障害	4級以上	5年間	
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢不自由		2級以上
		下肢不自由		6級以上
		体幹不自由		5級以上
		脳原性上肢機能障害		2級以上
	脳原性移動機能障害	6級以上		
内部障害	4級以上			
療育手帳	A、B			
精神障害者保健福祉手帳	2級以上			
高齢者	要支援1以上			
難病者	特定疾患医療受給者及び特定医療費受給者			
発達障がいのある人	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた人			
妊産婦	原則として、妊娠7か月から産後1年半	必要期間		
その他けが人又は病気等の人	診断書等により歩行困難であることが確認できる人			

▼窓口申請時に必要なもの

- ・障害者手帳など障がい等の状況を確認できる手帳の写し又は診断書

障がい者団体

燕市には下記の障がい者団体があります。連絡先等詳しくは社会福祉課障がい福祉係へお問い合わせください。

障がい区分	団体名	連絡先
身体	燕市身体障害者福祉協会	社会福祉課障がい福祉係へお問い合わせください。 ☎0256-77-8172
	燕市肢体不自由児者父母の会	
	燕市視覚障害者福祉協会	
	燕市聴覚障がい者協会	
知的	燕市手をつなぐ親の会	
	吉田手をつなぐ育成会	
精神	燕市燕地区精神障害者家族会「虹のかけ橋つばめ」	
	燕市吉田地区精神障害者家族会「吉田心和会」	

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者等で、日常生活を営むのに支障がある人に対して、障害福祉サービス等を提供します。

▼障害福祉サービスの内容

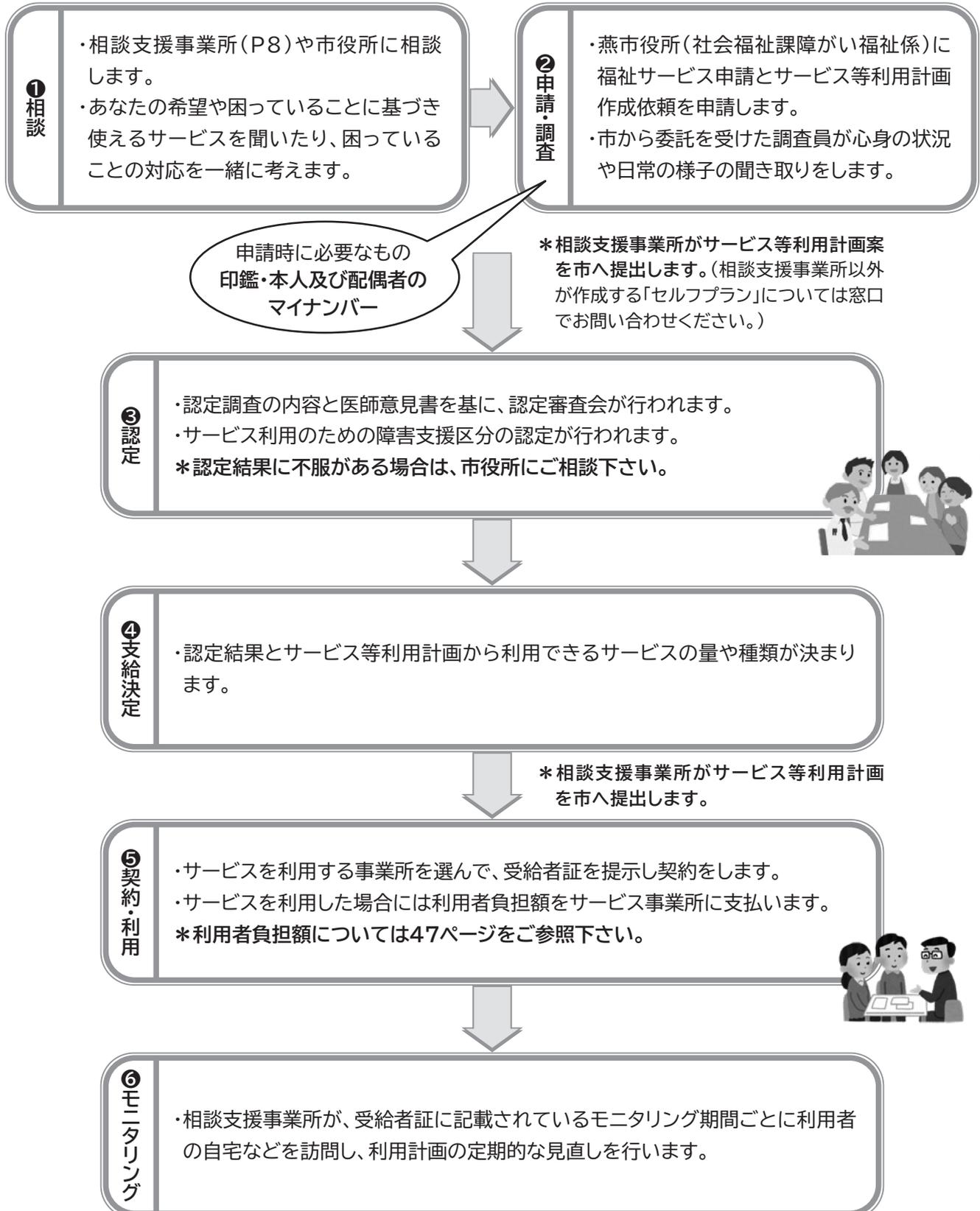
介 護 給 付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障害により、行動上著しい困難を有する人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が限定されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	就労選択支援(R7.10より実施)	就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、就労に当たっての必要な支援や配慮を整理します。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助等を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
地 域 生 活 支 援 事 業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	訪問入浴サービス	身体障がいがある人で、在宅で常時介護が必要な人に、移動入浴車を派遣します。
	日中一時支援事業	日中活動の場を提供するとともに、家族の介護負担の軽減を目的としたサービスです。
	地域活動支援センター	創作的活動や生産活動、社会との交流等を行う施設です。
障 が い 児 通 所 支 援	児童発達支援	主に未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校に通う障がい児に授業の終了後や休日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

そうだん りょう なが
相談からサービス利用までの流れ

<障がい者> 社会福祉課障がい福祉係 ☎0256-77-8172

障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請など手続きが必要になります。

*地域生活支援事業の利用には別の申請が必要になります。



<障がい児> 子育て応援課こども福祉係 ☎0256-77-8186

障がい児が福祉サービスを利用するためには、事前の申請など手続きが必要になります。

*地域生活支援事業の利用には別の申請が必要になります。

まずは
ご相談を



① 相談

- ・相談支援事業所(P8)や市役所に相談します。
- ・あなたの希望や困っていることに基づき、利用を希望されるサービスを一緒に考えます。

② 申請

- ・燕市役所(子育て応援課 こども福祉係)に福祉サービス申請とサービス等利用計画作成依頼を申請します。
- ・申請時に心身の状況や日常の様子聞き取りをします。

申請時に必要なもの
印鑑・同一世帯全員分の
マイナンバー

- ・施設利用の場合には見学の有無を確認させていただきます。
- ・担当の相談支援専門員の有無を確認させていただきます。
- ・申請時には、障害者手帳取得の有無、医師の診断書、医師からの診断やサービス利用の意見書の有無などをご確認ください。

相談支援事業所がサービス等利用計画案を市へ提出します。
(相談支援事業所以外が作成する「セルフプラン」
については窓口でお問い合わせください。)

③ 認定・支給決定

- ・受給者証を発行します。

*相談支援事業所がサービス等利用計画を市へ提出します。

④ 契約・利用

- ・サービスを利用する事業所を選んで、受給者証を提示し契約をします。
- ・サービスを利用した場合には利用者負担額をサービス事業所に支払います。
- *利用者負担額については47ページをご参照下さい。

⑤ モニタリング

- ・相談支援事業所が、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに利用者の自宅などを訪問し、利用計画の定期的な見直しを行います。

こうがくしょうがいふくし どうきゅうふひ
高額障害福祉サービス等給付費

同一世帯で障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合や、ひとりで複数のサービスを併用している場合、世帯の1か月あたりの利用者負担額の合計が制度の定める基準額を超えたときは、超過分の金額が「高額障害福祉サービス等給付費」「高額障害児通所給付費」として支給されます。

申請が必要ですので、詳しい内容は障がい者については社会福祉課障がい福祉係窓口にて、障がい児については子育て応援課こども福祉係窓口にてお問い合わせください。

▼対象となるサービス

- 1 障害福祉サービス
- 2 障害児(通所・入所)支援サービス
- 3 補装具費(障害福祉サービス等と併用の方のみ)
- 4 介護保険サービス(障害福祉サービスと併用の方のみ)

▼窓口申請時に必要なもの

- ・受給者証
- ・マイナンバーカード又は通知カード
- ・領収書(利用したすべてのサービスの領収書が必要です)
- ・振込先口座の分かるもの

ほうもんしかしんりょう こうくう りょう
訪問歯科診療・口腔ケアの利用

在宅で過ごされている重度の障がい児(者)で、歯科への通院が困難な場合に、自宅や施設に歯科医師や歯科衛生士が訪問し、歯科検診・治療・口腔ケアを受けることができます。

担当の相談支援専門員にご連絡ください。

▼制度に関する問い合わせ

- ・燕・弥彦在宅歯科医療連携室 ☎・FAX:0256-78-8110

8 施設

入所又は通所できる施設については、目的や対象者に応じていろいろな施設があります。利用については社会福祉課障がい福祉係や8ページに記載されている相談支援事業所へご相談ください。ここでは、「ふれあい～障害者福祉の手引～」(新潟県福祉保健部障害福祉課)から、燕市で主に利用のある施設を抜粋して掲載しています。

にっちゅうかつどう しせつ 日中活動をする施設

体系	事業所名	住所	電話番号
生活介護	桃梨園	三条市大島5147番地	0256-34-1574
	つばくろの里	燕市横田13604	0256-66-2602
	すきっぴ	燕市吉田法花堂1489-1	0256-78-7884
	トムの家	燕市燕1123番地8	0256-46-8692
	やひこの里	西蒲原郡弥彦村大字麓6958	0256-94-2362
	ケアステーション県央	三条市下須頃字野中1023-2	0256-47-0530
	かたくりの里	新潟市西蒲区橋本88番地1	0256-82-1811
	新潟県はまぐみ小児療育センター	新潟市中央区水道町1-5932	025-266-0151
	ロンディーネの杜	燕市吉田神田町19-8	0256-78-7001
	ひまわりの家	燕市小古津新28番地2	0256-63-9221
	あいこう燕さくら	燕市白山町3-32-24	0256-64-8098
地域活動支援センター	サポートハウス「すまいる分水」	燕市国上3492-1	0256-97-1516
	地域生活支援センターやすらぎ	燕市吉田大保町25-15	0256-94-7486
	燕市障がい者地域生活支援センターはばたき	燕市道金1160	0256-66-5688
	cafeさんぽ道	燕市宮町2番20-1号	0256-47-1531
日中一時支援事業	すきっぴ	燕市吉田法花堂1489-1	0256-78-7884
	つばくろの里	燕市横田13604	0256-66-2602
	ねむの木工房	燕市吉田矢作6698番地	0256-78-7283
	ふれあいの家	燕市吉田東町20番33号	0256-92-7640
	やひこの里	西蒲原郡弥彦村大字麓6958	0256-94-2362
放課後等デイサービス(児童のみ)	きららにじぐみ	燕市吉田東栄町34番10号	0256-78-7804
	放課後等デイサービス事業所はばたき	燕市道金1160	0256-66-5688
	放課後等デイサービス事業所 ぶんすい	燕市上諏訪10番16-1号	0256-98-6111
	つばめ療育館	燕市勘新1111-1	0256-66-1211
	つばめ療育館 親子館	燕市勘新985番地2	0256-66-1211
	つばめ療育館 大曲分館	燕市大曲2448番地1	0256-47-4113
	ロンディーネの杜	燕市吉田神田町19-8	0256-78-7001
	長岡療育園通園センター	長岡市深沢町字高寺2278-8	0258-46-6611
児童発達支援(児童のみ)	きららにじぐみ	燕市吉田東栄町34番10号	0256-78-7804
	つばめ療育館	燕市勘新1111-1	0256-66-1211
	つばめ療育館 親子館	燕市勘新985番地2	0256-66-1211
	つばめ療育館 吉田分館	燕市吉田旭町2丁目5番10号	0256-77-9134
	ロンディーネの杜	燕市吉田神田町19-8	0256-78-7001
	長岡療育園通園センター	長岡市深沢町字高寺2278-8	0258-46-6611
	新潟県はまぐみ小児療育センター	新潟市中央区水道町1-5932	025-266-0151

と し せ つ 泊まる施設

体系	事業所名	住所	電話番号
短期入所	つばくろの里	燕市横田13604	0256-66-2602
	かたくりの里	新潟市西蒲区橋本88番地1	0256-82-1811
	やひこの里	西蒲原郡弥彦村大字麓6958	0256-94-2362
	分水の里	燕市新堀2479番地2	0256-97-7111
	短期入所事業 あとむ	三条市柳沢393番地	0256-47-1221
	いからしの里	三条市月岡2672番地3	0256-34-4131
	長岡療育園	長岡市深沢町字高寺2278-8	0258-46-6611
	桃梨園	三条市大島5147番地	0256-34-1574
	短期入所燕杉木	燕市杉木小成3420	0256-46-8877

し こ と し せ つ 仕事をする施設

体系	事業所名	住所	電話番号
就労移行 支援	トム・ソーヤ	燕市桜町5番地	0256-66-0003
	ふれあいの家	燕市吉田東町20番33号	0256-92-7640
	夢工場つばめ	燕市横田13572番地3	0256-66-0535
	ワークセンターやすらぎ	燕市吉田東町11-5	0256-77-8810
就労定着支援	夢工場つばめ	燕市横田13572番地3	0256-66-0535
就労継続 支援A型	Self-A・ハニービー新潟南	新潟市南区味方1664番地	025-211-4680
	星の輪つばめ	燕市小高6017	0256-55-7314
	Sprite 燕	燕市井土巻3-110-2	0256-46-8765
	県央なでしこワークス	三条市上須頃2393	0256-64-8303
就労継続 支援B型	すきっぴ	燕市吉田法花堂1489-1	0256-78-7884
	トム・ソーヤ	燕市桜町5番地	0256-66-0003
	トムの家	燕市燕1123番地8	0256-46-8692
	ねむの木工房	燕市吉田矢作6698番地	0256-78-7283
	ふれあいの家	燕市吉田東町20番33号	0256-92-7640
	夢工場つばめ	燕市横田13572番地3	0256-66-0535
	燕市社会福祉協議会就労支援センター	燕市大曲4328番地	0256-62-4855
	ワークセンターやすらぎ	燕市吉田東町11-5	0256-77-8810
	あいこうえん翼	燕市白山町3丁目32番24号	0256-66-4802
	ワークセンター花笑み	燕市秋葉町1丁目4番6号	0256-64-7356
	なごみの水耕	燕市水道町4丁目8番28号	0256-47-5005
	燕北地域生活支援センター	燕市小牧486-1	0256-68-9159
	スワサポ	燕市小池5239-12	0256-64-7983
	Sprite 燕	燕市井土巻3-110-2	0256-46-8765
	角田の里	新潟市西蒲区仁箇2674番地4	0256-72-8055
	梨の里	新潟市南区上曲通61番地1	025-375-2902
	工房はたや	新潟市西蒲区旗屋311番地	0256-70-4044
	ワークセンター寺泊	長岡市寺泊花立786番地1	0258-75-4031
	ワークセンターのっぺ	長岡市三ツ郷屋331番地	0258-22-4888

じりつくんれん しせつ
自立訓練をする施設

体系	事業所名	住所	電話番号
自立訓練 (機能訓練)	新潟県障害者リハビリテーションセンター	新潟市江南区亀田向陽1丁目9番1号	025-381-8113
自立訓練 (生活訓練)	桃梨園	三条市大島5147番地	0256-34-1574
	サンスマイル	長岡市関原町1丁目字中原3195番地	0258-47-5138
宿泊型 自立訓練	桃梨園	三条市大島5147番地	0256-34-1574
	サンスマイル	長岡市関原町1丁目字中原3195番地	0258-47-5138

ざいたく がいしゅつ しえん
在宅・外出での支援

体系	事業所名	住所	電話番号
居宅介護 など	燕市社会福祉協議会介護サービス室	燕市吉田日之出町1番1号	0256-78-8701
	ホームヘルプサービスひまわりの園	燕市吉田大保町25番15号	0256-94-7490
	ヘルパーステーション光	燕市井土巻2丁目280 キャメロット10棟102号室	0256-61-3866
	地域たすけあいネットワーク	三条市本町6-3-76	0256-34-2448
	ニチイケアセンター岩室	新潟市西蒲区和納1401-11	0256-77-5040
	ALPHAS さわやか苑燕 ヘルパーステーション	燕市東太田2863-2 エステート7 1階	0256-47-5877
訪問入浴	ニチイケアセンターいしがみ	三条市石上2丁目1番25号	0256-36-6701
移動支援	地域たすけあいネットワーク	三条市本町6-3-76	0256-34-2448
	燕市社会福祉協議会介護サービス室	燕市吉田日之出町1番1号	0256-78-8701
	ニチイケアセンター岩室	新潟市西蒲区和納1401-11	0256-77-5040

きょじゅう しせつ
居住する施設

体系	事業所名	住所	電話番号	
施設入所 支援	つばくろの里	燕市横田13604	0256-66-2602	
	かたくりの里	新潟市西蒲区橋本88番地1	0256-82-1811	
	やひこの里	西蒲原郡弥彦村大字麓6958	0256-94-2362	
	コロニーにいがた白岩の里 (成人部、重複更生部、高齢期更生部、社会復帰部)	長岡市寺泊藪田6789番地4	0258-75-3131	
共同生活 援助	グループホーム アトム寮	燕市秋葉町1丁目9番7号	0256-66-0012	
	にじいろハウス	サポートハウス若生	燕市吉田若生町3番28号	0256-77-8810 (ワークセンターやすらぎ)
		グループホームひのくち	燕市吉田7368	
	つばくろホーム	とどろき	燕市白山町3丁目9番18号	0256-66-2602 (つばくろの里)
	さくら(よしだ)		燕市吉田文京町14番19号	0256-92-1845
	ケアホームにっこり		燕市太田4146-1	0256-98-6266
	なごみ庵		燕市水道町4丁目3番14号	0256-46-0846
	グループホーム あいこうえん翼		燕市三王淵286番地3号	0256-47-1962 (あいこうえん翼)
	ソーシャルインクルーホーム燕杉木		燕市杉木小成3420	0256-46-8877

9 資料

（資料1）身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの			
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
	2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの			
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの(注2)	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの				
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの(注3)
		2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの			
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく極度に制限されるもの
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>						

(注1) は第1種身体障害者、 は第2種身体障害者をさしています。

(注2) 両上肢の場合は、第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者をさしています。

(注3) 両下肢の場合は、第1種身体障害者、一下肢の場合は第2種身体障害者をさしています。

しりょう だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ くぶん
(資料2)第1種知的障害者、第2種知的障害者の区分

▼ 第1種知的障害者・・・療育手帳Aの交付を受けている人

▼ 第2種知的障害者・・・療育手帳Bの交付を受けている人

※知的障害者とは、新潟県療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている人です。

しりょう だい しゅせいしんしょうがいしゃ だい しゅせいしんしょうがいしゃ くぶん
(資料3)第1種精神障害者、第2種精神障害者の区分

▼ 第1種精神障害者・・・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

▼ 第2種精神障害者・・・精神障害者保健福祉手帳2級または3級の交付を受けている人

しりょう しょう しゃ かん かくしゅ しょうかい
(資料4) 障がい者に関する各種マークの紹介

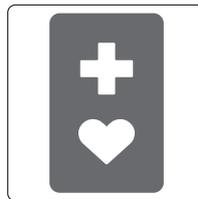
障がいのある人に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークがあります。これらは、国際的に定められたものや、各障がい団体が独自に提唱しているものもあります。



障がい者のための国際シンボルマーク

このマークは、障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。車いすに乗った人を図式化したものですが、車いす利用者に限らず、全ての障がい者を対象にしています。

※社会福祉法人新潟県身体障害者団体連合会
 ☎025-381-1474 FAX025-381-1478



ヘルプマーク

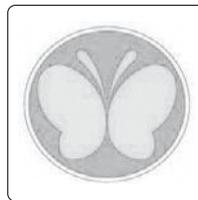
このマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。配布場所は、市役所社会福祉課までお問い合わせください。



身体障がい者標識(四葉マーク)

このマークは、肢体不自由の障がい者を有する人が運転する自動車に表示するマークです。マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



聴覚障害者標識(蝶々マーク)

このマークは、聴覚障害のある人が運転する自動車に表示するマークです。

このマークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



耳マーク

(聴覚障害者のシンボルマーク)

このマークは、耳が不自由なことを表すマークです。

聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。



身体障害者補助犬(ほじょ犬)マーク

このマークは、身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

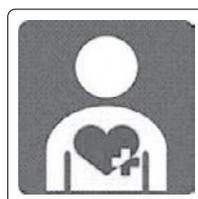
身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことで、「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの一般的な施設でも身体障害者補助犬を自由に同伴できるようになっています。



オストメイトマーク

このマークは、人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表すシンボルマークです。

「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人口肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。



ハートプラスマーク

このマークは、身体内部に障害がある人を表すシンボルマークです。

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓)に障害がある人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを着用している人を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮をお願いいたします。



障がい者福祉のしおり

令和7年3月発行

編集・発行

燕市役所社会福祉課障がい福祉係

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田1934番地

☎ 0256-77-8172

FAX 0256-77-8108